



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 44(1), 165-168
Issue Date	1993-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15521
Type	other
File Information	44(1)_p165-168.pdf



まえおき

北海道大学法学部法学会記事

○平成四年二月二日(土)午後一時三〇分より

「日本法の経済学的分析」

報告者

マーク・ラムサイヤー氏

(シカゴ大学ロースクール教授)

出席者

二七名

本報告の内容は、本号に掲載されている。

○平成四年二月一日(金)午後三時より

「大正デモクラシーから国家総動員へ」

——東京帝国大学の法学・政治学瞥見——

報告者

松沢弘陽氏

(北海道大学法学部教授)

一九一九(大正八)年の改正帝国大学令による東京・京都両帝大の法学部・経済学部創設から一九四五年までの法学・政治学を、同時代の相の下に、政治思想の面に光をあててたどるのが本報告の主題である。法学・政治学は、この時期を通じて(科学革命)を経験し、科学として確立するとともに、国家からの独立と国産化を達成した。しかし、その中心として光を浴びた「社会法学」の中から総力戦体制に歩みよる動きが現われ、法学の他分野や政治学にもこれと併行する動きが起った。こうした動きとそれに反対する動きとを分った、学問的・思想的な要因は何か。

1、「概念法学」として批判される官僚的法実証主義と社会的実証主義や純粹法学という形の法実証主義との相互の交渉、およびこれらさまざまな形の実証主義と自然法や批判哲学といった形の先験的規範理論との関係。2、個人・社会・国家・歴史についての見方。3、自由主義的要素と民主主義的要素の関係に注目したい。

1 一五年戦争下の東京帝国大学法学部

京大法学部・東大経済学部が学問的壊滅状態に陥つたのに対して、東大法学部もきびしい外圧と内部対立をくぐり大きな犠牲を出したが、そのような事態を回避することが出来た。それは、一つには法学部における「時局派」といふべき末弘巖太郎・小野清一郎(両教授が日本法理研究会の中心となる)・安井郁・蟬山政道・矢部貞治(両教授が昭和研究会の中心)といった人々が、学部運営においては大きな影響力を持てなかつたことによる。反面からいえば、中田薫・田中耕太郎・我妻栄という学部運営の主流が強く、時局に批判的なりべラル派の横田喜三郎・宮沢俊義もこの主流と行動を共にした。一九三七年頃からの一段と難しくなつた学部・大学運営の中心になつたのは、主流の基盤の上に立つ田中耕太郎と(無党派)で、田中と時に激しく対立しつつ協力した南原繁だつた。

2 ささまざまな学問動向——分化と論争

I 国家から社会の自立、そして国家による社会の統制へ

——「概念法学」の実証主義から社会学的実証主義へ

「国家」に対して「社会」を、「概念法学」に対して社会の「生ける法」への注目を、「法の社会化」、社会のための「実用法学」を——これが、大正デモクラシーの法学における表れだつた。問題はこの場合の「社会」のとらえ方の特性である。それは、

「社会」は絶えず「進化」「進歩」というオプティミスティックな歴史観と、さらに理念が歴史のうちに顕現するという形の価値と事実の癒着の傾向、価値判断と事実認識の一体化の傾向、価値論における歴史的相対主義と結びついていた。こうした傾向を強めるのが、(自由主義から統制主義へ)(個人主義から団体主義へ)といった形の歴史発展の段階論と、思想についての上部構造論的な相対化の見方である。ここでは、個人の自由と社会・国家の統合との関係といった問題についての、理論的吟味はあいまいで、自由権から自存権に、個人の基本権から団体の統合に、理論上の力点がなしくずし的に移つてゆく。一九三〇年代後半に入つて、ナチズム法理論と戦時立法の衝撃が加わつた時、こうした議論に立つ人々は、それを自己の法・政治理論に照らして、必然的發展として受けいれる傾向を示した。牧野英一・末弘巖太郎・小野清一郎らの法理論にはこのような傾向がいちじるしい。なお、時局に対する態度や学部運営で、「時局派」と一線を劃していた、我妻栄の場合にも、その民法理論の背景にある、社会観・国家観・歴史観には、こうした傾向が見られる。また蟬山政道・矢部貞治らの政治理論にも、法理論におけるこうした傾向に併行する現象が見られる。こうした動向は、大正デモクラシーにおける、国家機能の拡充と政治

参加の拡大への傾斜と、その反面での弱い自由主義という動向の法学・政治学における現われといえよう。

Ⅱ 純粹法学——もう一つの法実証主義

Ⅰと同じように、大正デモクラシーを背景にして登場しながら、総力戦体制への転換に批判的な態度を持した、リベラルな法学者として、宮沢俊義・横田喜三郎が傑出してゐる。そのような態度は、彼らにおける、純粹法学の主體的な受容と関係しているだろう。純粹法学の影響の下に形成された、価値と事実と、価値判断と認識と、真理価値と実用価値との峻別、イデオロギー批判、市民的諸自由の生存権に対する優位、国際法の優位、価値相対主義等が彼らをⅠの動きから分つた。それは、大正デモクラシーにおいて、むしろ少数派だつた、自由主義・自由民主主義の傾向の法理論における表現であり、大正デモクラシーの前提をなす国際協調、擁護の法理論だつたといえよう。

Ⅲ 「社会学的方法」と価値理論、現実と批判哲学

Ⅰ・Ⅱの人々と異なり、田中耕太郎と南原繁は、大正デモクラシーの同時代現象に対するきびしい批判から学問生活を始めた(彼らがぐぐつた、内村鑑三のラディカルなプロテスタントイズム、カトリシズムの意味)。彼らは、学問生活の出發から、大正デモクラシーにおける実証主義的傾向、自由主義の哲学的

基礎づけの貧困、価値相対主義などに対して批判的だつた。彼らは、同時代Ⅱ近代の批判においても、一九三〇年代に入つて、「近代の超克」といった流行語のもとで論じられるようになった問題をある意味で先取りしていた点でも、二重に反時代的だつた。

二人は、共に新カント派をきびしく批判したけれども、それぞれの学問体系を築く上で、新カント派の方法に大きく拠つていた。また、マルクス主義の思想的学問的意味を深くうけとめた上で、それと対決した。また、社会学実証主義や立法・行政の実務をきわめた上で、それをこえようとした。田中耕太郎は、実定法の底にある「民衆法」と「社会的生活」を、「社会学的方法」によつて説明してゆく時に社会に内在する秩序が見される秩序とし、それがネオ・トミズムの自然法と符合すると説いた。こうして実定法学から出發し、その基礎の上に、世界法と法哲学の体系を築いた。

南原繁は、独自の先験的価値の体系とそれにもとづく批判哲学の体系を築いた。しかもこのような先験的価値の、歴史的個性の世界における、いわば〈受肉〉として、「国民共同体」「共同体社会主義」を構想し、日本の政治的文化的伝統をうけ入れつつ、それを批判し浄化しようとした。

田中と南原は、大正デモクラシーの主流をそれぞれ、保守的な自由主義、保守的な自由民主主義の立場からこえるとともに、総力戦体制への流れにも抗したといえよう。

さしあたりの総括

上述のような戦前・戦中の歴史は、戦後の展開の前提となった。しかし、戦後とポスト戦後はすでに私たちの同じ時代史だから、ここではとり上げない。またこの報告は、この時代の一面的な出来事について記述するだけで、そこから一般理論的な結論を引き出すことを意図していない。しかし、戦後・ポスト戦後の法学・政治学の展開を理解する上で、なにがしかのハイリメインツユ問題素出的な意味をもつかもしれない。(文中では敬称を省いた。)